令和８年度　第１回　帯広市消費生活審議会　議事概要

日　時：令和８年８月 19 日（水）14:00～15:00
場　所：帯広市役所 10 階　第３会議室

○出席者（５名）
　阿部委員（会長)、村上委員、佐藤委員、谷村委員、増本委員

事 務 局：三谷経済部長、佐藤商業労働室長、高木商業労働課長、廣澤商業労働課長補佐、
　屋仲労働消費係長、荻原主任補、浜田事務員、新庄事務員

傍聴者等：なし

配付資料：座席表、次第
　資料１　帯広市消費生活審議会委員名簿
　資料２　第４期帯広市消費生活基本計画施策評価報告書
　参考資料　第４期帯広市消費生活基本計画、帯広市消費者行政概要、
　帯広市消費生活条例、帯広市消費生活条例施行規則

1.　挨　拶

2.　**開　会**

出席委員が過半数に達していることから、本審議会は成立（６名中５名出席）

3.　議　事

（１）審議事項

ア　第４期帯広市消費生活基本計画施策評価について

【事務局】

～第４期帯広市消費生活基本計画施策評価について、資料２に基づき説明～

【会長】

意見、質問等はないか。

【委員】

資料２「第４期帯広市消費生活基本計画施策評価報告書」P2「２．評価指標の達成状況　基本方針Ⅲ　消費者被害の救済」において、あっせん解決率は高い数値となっている。一方で、消費者訴訟にまで至った場合、勝訴しても相手に資力が無く弁護士費用等により赤字となるケースも多い。帯広市では消費者訴訟費用の貸付制度があるが、昨今はSNSを通じた詐欺被害が全国に広がるケースもあり、市内だけで見ると被害者数が不十分で制度が使えないこともあり得る。例えば、制度の適用範囲を十勝管内まで広げて市町村間で補助し合うなど、そういった連携の可能性はあるか。

【事務局】

帯広市消費生活条例上、消費者訴訟に係る弁護士費用などを貸し付ける制度があるが、ご指摘のとおり、支援対象となるのは市民であることや、多数の消費者が消費生活上同様の被害を受けていることなどの要件がある。このため、十勝管内など広域での消費者被害が発生した場合は、北海道消費生活条例においても同様の訴訟費用に係る資金貸付制度があるため、そちらを活用していく方法が考えられる。

【会長】

資料２「第４期帯広市消費生活基本計画施策評価報告書」P2「２．評価指数の達成状況」において、実績を目標値と比較して評価している指標と、基準値と比較して評価している指標があるが、この違いは何か。

【事務局】

基本方針Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは目標値、基本方針Ⅳは基準値と比較して評価している。

基本方針Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは年度ごとに目標値が設定されているため、達成状況は単純に目標値との比較で評価しているが、基本方針Ⅳは年度ごとに実績値を積み上げ、最終的に目標値の達成を目指すものとなるため、中間年である令和７年度の進捗としては、基準値からどれだけの参加人数が積み上がっていて、次年度以降も同様に進捗すれば令和11年度の目標値を達成できそうか、という観点から評価しているもの。

基本方針Ⅳの評価指標について、累積目標であることが分かりづらい表現になっているので、今後に向けて表現を改善していきたい。

【委員】

資料２「第４期帯広市消費生活基本計画施策評価報告書」P20「基本方針Ⅳ　地産地消の推進」に記載の帯広市農産物小規模加工研究会によるみそ作り教室、豆腐作り教室、そば作り教室、豆腐作り教室の開催場所と参加人数について伺う。

【事務局】

令和７年度の各種教室は、川西農業者研修センターの調理室で開催している。参加人数は、みそ作り教室 11 名、そば作り教室 8 名、豆腐作り教室は各回 8 名、計 35 名となっている。

【委員】

参考資料「第４期帯広市消費生活基本計画」P24「統計資料」について、参考資料「帯広市消費者行政概要」P8【商品・役務の主な区分】を理解していないと内容が分かりにくい。計画の中にこの区分を記載するとわかりやすいのではないか。

【事務局】

次期計画の策定に向けて記載方法の工夫について検討していきたい。

【委員】

令和７年度版「帯広市消費者行政概要」P8【商品・役務の主な区分】の「19 内職・副業」にアフェリエイト、ドロップシッピングの記載があるが、注釈が無いとわからない人が多いのではないか。

【事務局】

一般になじみが薄いと考えられる用語については、今後注釈を付すよう留意したい。

【会長】

【商品・役務の主な区分】の内訳はその時その時で少しずつ変化していくものかと思う。記載のないものがトレンドとなった場合など、内訳の内容を調整していくと良いかと思う。

（２）その他

【会長】

全体を通して、質問・意見はないか。

（特になし）

4. 閉　会

以上